

和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての
敷金返還に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

静岡県富士市 ■■■■

1. 甲は乙に対し、解決金 192,660 円 (内訳敷金 183,600 円、日割家賃返還分 9,060 円) の支払い義務のあることを認める。
2. 甲は乙に対し、前項の金員を平成 24 年 1 月 15 日限り、甲代理人の下記口座に振り込んで支払う。
振込手数料は、甲の負担とする。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	■■■■
	口座名義人	■■■■

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの假権債務も存在しないことを相互に確認する。

平成 24 年 / 月 6 日

甲 神奈川県 ■■■■
■■■■

京都府京田辺市山手南 2 丁目 1-4

ハチセンビル 3 号館 303 号

甲代理人 司法書士 長谷

(認定番号 第 21309



乙 富士市 ■■■■
■■■■

